

前 障

令和 2 年 3 月 2 日

指定放課後等デイサービス事業者 代表者 様

前橋市長 山 本 龍

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての  
指定放課後等デイサービス事業における基本報酬算定について

日頃から、本市の障害福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般の国による、新型コロナウイルスの感染拡大防止の学校一斉休業要請において、各市町村の判断が異なり、臨時休業としない特別支援学校に通う児童を受け入れる場合も想定されます。ついては、下記のとおり、取り扱いいただきますよう、お願いいたします。

(障害福祉課障害政策係)

記

- ・ **臨時休業日**に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあっては、「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)」問 69 においてお示ししているとおり、**休業日扱いで基本報酬を算定します。**

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (抜粋)  
問 69 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

具体的には以下のことを指す。

- ・ 学校教育法施行規則第 61 条及び第 62 条の規定に基づく休業日 (公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日)

・ 学校教育法施行規則第 63 条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日 (例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日)  
なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

以上のとおり、取扱いをしていただいておりますが、利用児童の学校が、臨時休校か否かによって、基本報酬算定が異なる場合があります。ついては、次のとおり具体例を示しましたので参考にしてください。

(具体例 1)

3月6日(金)に、前橋市 Aさんと太田市 Bさんを同時に受け入れる場合  
Aさん→休業日(前橋市は、3月4日から臨時休校のため。)

Bさん→授業日(太田市は、臨時休校を実施しないため。)

(具体例 2)

3月6日(金)に、前橋市 Aさんが、午前中に特別支援学校へ自主登校したあと、受け入れる場合

Aさん→休業日

前橋市では、自主登校を実施するが、学校としては臨時休校のため。

その他、不明点等あれば、担当あてお問い合わせください。

また、厚生労働省からの事務連絡も併せてご確認いただき、柔軟な対応により、児童の居場所の確保をお願いいたします。

**【問い合わせ】**

前橋市役所障害福祉課障害政策係

(事業所指定担当)

電話 027-220-5713 (直通)

ファックス 027-223-8856